副検事	六号	三六四、九〇〇円
	七号	三四一、六〇〇円
	八号	三一九、八〇〇円
	九号	三〇四、七〇〇円
	十号	二八七、五〇〇円
	十一号	二七七、三〇〇円
	十二号	二五五、一〇〇円
	十三号	二四六、二〇〇円
	十四号	二三九、四〇〇円
	十五号	二三三、四〇〇円
	十六号	二二二、一〇〇円
	十七号	二一四、三〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第八十七号

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「六千三百五十円」を「六千二十円」に改める。

第十八条の二の二中「、六月に支給する場合には」を削り、「、十二月に支給する場合には」を「」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万千八百円」を「十三万三千五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万四千三百円」を「十一万五千八百円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合には」を削り、「、十二月に支給する場合には」を「」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万千円」を「十万二千五百円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合には」を削り、「、十二月に支給する場合には」を「」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級 / 俸号	1級 俸給月額	2級 俸給月額
		円	円
	1	202,300	330,200
	2	204,000	332,400
	3	205,600	334,700
	4	207,300	336,800
	5	209,100	339,000
	6	210,700	341,200
	7	212,400	343,500
	8	214,000	345,800
	9	215,800	347,500
	10	217,700	349,600
	11	219,600	351,700
	12	221,500	353,800
	13	223,000	355,900
	14	225,000	357,900
	15	227,000	359,900
	16	229,000	361,900
	17	230,800	363,500
	18	233,500	365,400
	19	236,200	367,200
	20	238,900	369,200